

# 金融庁ニューズレター

第4号(12年10月)



(財務局長会議における長官挨拶の様様)

## 財務局長会議の開催について

9月22日、金融庁は今事務年度第2回目の財務局長会議を開催した。会議においては、日野長官の挨拶の後、当庁各部局等からの業務説明、検査・監督行政の実情等意見交換が行われた。

### ○長官挨拶(平成12年9月22日)

財務局長会議の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

財務局の皆様には、日頃、金融機関等に対する検査・監督事務の適切かつ円滑な遂行にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、先月末から、私のほか当庁幹部が財務局を訪問し、財務局における検査・監督事務の状況を拝見するとともに、地元金融機関等に対する講演会や出席者等との意見交換を

させていただきました。

その際、関係者の皆様には何かとお骨折りいただき、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、以下、総務企画、金融機関等の検査・監督、証券取引等の監視に関する課題等につきまして、順に申し上げたいと思います。

はじめに、総務企画関係について申し上げます。

去る8月4日、金融審議会の金融庁移管後初の総会が開催されました。総会の中で、新たな諮問が行われ、経済・金融を取り巻く環境の変化を見据え、安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公正性の確保に向けて、金融に関する制度の改善に関する事項について、ご審議いただくこととなりました。今般の金融審議会では、引き続き第一部会及び第二部会を設置し、異業種参入に伴う銀行法等の整備、個人情報情報保護・利用に関する制度整備等について、ご審議いただくこととなっております。また、金融の基本問題に関するスタディグループを新たに設置することとしております。金融庁としましては、金融審議会の答申等を踏まえ、金融・経済を取り巻く環境の変化に的確に対応し、金融制度の企画・立案に取り組んでいくこととしております。

国際業務関係については、バーゼル銀行監督委員会などの様々な国際フォーラムの場における、金融の規制・監督に関するルールづくりにおいて、引き続き積極的な貢献に努めているところです。

次に、金融機関等の検査について申し上げます。

平成12検査事務年度の検査実施にあたり、金融検査に係る事務運営の透明性の向上を図り、金融検査に対する国民の理解を一層深める観点から、7月28日に平成12検査事務年度の「検査基本方針及び基本計画」を公表いたしました。この基本方針では、まず第一に、公正で透明性の高い検査を実施することとしており、このため、「証券検査マニュアルの策定」、「意見申出制度の本格的実施」などに努めることとしております。第二に、平成14年4月に予定されているペイオフの解禁や、情報通信技術の発達等の金融環境の変化を踏まえた、効率的で実効性の高い検査を実施することとしており、このため、「金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握」、「信用組合に対する集中検査」などに努めることとしております。

財務局においては、本年7月以降、信用組合に対する集中検査を実施していただいております。そのご苦勞に、この場をお借りしてお礼を申し上げますとともに、遅くとも平成13年3月末までに立入検査を一巡させる方針である

ので、検査が円滑かつ適切に実施されるよう、引き続きご尽力願いたいと思います。

次に、金融機関等の監督について申し上げます。

異業種への対応につきましては、去る8月3日、金融再生委員会と連名で「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」等を策定・公表したところであり、今後本指針等に基づき、適切な監督を行っていきたいと考えております。

続いて、地域金融機関を取り巻く環境と監督上の課題について申し上げます。

民事再生法等の施行や時価会計の導入等により、地域金融機関の抱えている様々なリスクが顕在化して銀行経営に影響を及ぼすスピードは加速しているものと考えられます。また、金融サービスを巡る競争環境の急速な変化が生じており、地域金融機関の顧客基盤も流動化していく可能性があります。

このような中で、来年4月にはペイオフ解禁まで1年を切ることとなりますが、預金の主力が1年定期であることを踏まえれば、地域金融機関においては、遅くとも来年4月までには、経営の健全化と厳しい競争に勝ち残っていくための明確なビジョンを示していくことが求められております。

当庁としては、財務局と連携しつつ、オフサイト・モニタリング等による常時監督体制の更なる充実、総合検査と連携した監督上の対応等を通じて、金融機関に対する働きかけを行っていくこととしております。各局長におかれては、地域金融機関の直接の監督者として、粘り強く情報発信を行っていただく等、積極的な対応をお願いしたいと思います。

次に、証券取引等の監視について申し上げます。

近年、証券市場を取り巻く環境は大きく変化しており、証券取引は、複雑化・広域化しています。こうした動きに適切に対応するため、金融庁検査部と監視委員会は、証券会社の検査に際して、その連携をより一層強化し、同時検査等、効率的で実効性の高い検査を実施していきたいと思います。

財務局におかれましても、このような証券市場の動きに適切に対応していくよう、より一層の努力を重ねていただきたいと思います。

以上、各部局における課題等について申し上げました。本日は、各財務局において実施しておられる信用組合検査の状況など、財務局の抱えている課題についてご報告頂くこととしておりますので、忌憚のないご意見をお聞かせ頂くようお願いいたします。

各財務局長の皆様におかれては、検査・監督の現場を預かる者として強いリーダーシップを発揮し、各々の地域における様々な課題に的確に対応していただきたいと思います。

終わりに、財務局職員の皆様の健康をお祈りして、私の挨拶といたします。

(総務企画部政策課)

## 申請・届出等手続の電子化推進 アクション・プランの公表について

いわゆる「電子政府」への取組として、「経済新生対策」（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）等に申請・届出等手続のオンライン化が盛り込まれたことから、行政情報システム各省庁連絡会議で、各省庁においてアクション・プラン（平成15年度まで）を作成・公表するとする申合せが行われた。当庁もこれに従いアクション・プランを作成、9月29日、公表した。

### ○平成12年9月29日発表

申請・届出等手続の電子化（オンライン化）については、「経済新生対策」（平成11年11月11日経済対策閣僚会議）、「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）において、「平成15年（2003年）度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する」とされている。

また、これらを受けて、本年3月、行政情報システム各省庁連絡会議において、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」（平成12年3月31日了承）がまとめられ、この中で、各省庁は、「平成12年度早期に、15年度までの具体的なタイム・スケジュールを示したアクション・プランを策定し、公表するものとする」とされた。

今般、金融庁としても、上記の「基本的枠組み」に従い、当庁所管の法令等に基づく申請・届出等手続のオンライン化について、平成15年度までのタイム・スケジュールを示したアクション・プランを策定したので公表する。

### 金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン

〔平成12年9月29日〕  
金融庁行政情報化推進委員会決定

「金融庁行政情報化推進計画」（平成12年7月1日金融庁行政情報化推進委員会決定）第1の2.の(1)の に基づき、下記のとおり「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を定める。

#### 1 取組方針

国民あるいは金融機関等（以下、「国民等」という。）と金融庁との間で、これまで書面を用いてやり取りされてきた申請・届出等手続（国の事務に関し、法令等に基づき、国民等と行政機関等との間で行われる申請・届出や、結果通知等の手続）について、このアクション・プランに従い、原則として、平成15年度までに、書面による手続に加え、インターネット等を利用したオンラインによる手続が可能となるよう努める。

このことについて、以下の基本方針により取り組むものとする。

## (1) オンライン化のための基盤整備

申請・届出等手続のオンライン化を進めるための基盤となる、申請者・届出者等を認証（文書が真にその名義人によって作成されたことや内容が改ざんされていないことを確認すること）し、通信途上における秘匿性を確保するためのシステム（以下、「認証システム」という。）を「政府認証基盤の基本的な仕様」（平成12年7月27日付行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）に基づき、遅くとも平成14年度までに整備し、15年度までに運用を開始する。また、併せて、申請・届出等の受付、結果通知等に係るシステムや手数料の納付に係るシステムについても、遅くとも14年度までに整備し、15年度までに運用を開始する。

申請・届出等手続のオンライン化に当たっては、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日付情報通信技術（IT）戦略本部情報セキュリティ対策推進会議決定）を踏まえ、本年12月までに策定する「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図る。

## (2) 個々の手続のオンライン化

法令等に基づき、国民等と当庁との間で行われる申請・届出等やこれらに関する結果通知等について、当庁及び申請者・届出者等双方の認証システム等の整備状況を踏まえ、原則として、平成15年度までに、書面による現行の手続に加え、インターネット等を利用したオンラインによる手続が可能となるよう努める。

但し、これらのシステムの整備を待たず、別途、申請者・届出者等の認証が確保されるもの等については、可能なものからオンライン化を推進する。

なお、銀行法第24条等に基づき当庁が適時に報告を徴求するものについても報告徴求内容、添付書類等を踏まえ、オンラインによる提出が可能となるよう努める。

添付書類等の多寡、内容、素材等により申請・届出等の手続において全部をオンライン化することが困難なものについては、当該添付書類等の見直しを行いつつ、一部分の電子化による申請者・届出

者等の行政手続等に係る負担の軽減の程度を踏まえオンライン化を行う。

オンライン化の前提として法令等に手当てが必要なものについて、精査の上、遅くとも14年度までに所要の措置を講ずる。また、手数料の納付方法に関する規定についても法令等の改正等の必要性の精査及び所要の手当を行う。

オンライン化の優先度合いについては、申請・届出等件数の多寡及び申請者のニーズ等を踏まえ決定する。また、オンライン化に当たっては、申請者の利便性の確保に留意する。

法令等に基づき金融庁長官より申請・届出等の手続が財務局長等に委任されているものについては、財務局等における基盤整備の状況を踏まえ、オンライン化を図るよう努める。

地方公共団体が処理する申請・届出等手続については、地方公共団体における認証システムなどの基盤整備の状況を踏まえ、地方公共団体に対して、オンライン化実現のための事務処理手順、システムの標準仕様等の実施方策を提示し、オンライン化を要請する。

## (3) 文書管理規則等の手当

文書管理規則等については、「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み（平成12年3月31日付行政情報システム各省庁連絡会議了承）に基づき総務庁が取りまとめた「電子化に対応した文書管理規則等の整備に当たっての留意点について」を参考にして平成12年中に所要の措置を講じ、その後、個々の申請・届出等のオンライン化に合わせて必要な見直しを行う。

## 2 推進計画

### (1) オンライン化基盤整備計画（詳細は別紙1参照）

#### 認証システムの整備

(a) 平成13年度までに、「政府認証基盤の基本的な仕様」（平成12年7月27日付行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）に基づき、所要のシステムの検討等を行う。

(b) 14年度までにシステムの開発、試行を行い、遅くとも15年度までに運用を

開始する。

申請・届出等の受付、結果通知等に係るシステムの整備

- ( a ) 13年度までに、個々の申請・届出等の手続に係る事務の流れ、提出された書類等の効率的な処理も踏まえ、所要のシステムについて検討等を行う。
- ( b ) 14年度までに、順次システムの開発を行い、遅くとも15年度までにオンライン化を実施する申請・届出等手続について運用を開始する。

手数料の納付方法に係るシステムの整備

14年度までにインターネット等を利用した手数料の口座振込による納付を可能とするシステムを整備、15年度までに運用を開始する。

## ( 2 ) 個別手続のオンライン化実施計画 ( 詳細は別紙 2 参照 )

### 概 要

- ( a ) 金融庁所管の法令等に基づき、国民等から当庁に行われる申請・届出等の手続1091件について、平成15年度までに書面による手続に加え、オンラインによる手続を行うことが可能となるよう努める。この際、申請者・届出者等に対する当庁からの結果通知等について、希望者に対しては、オンラインで行うことが可能となるよう努める。
- ( b ) 銀行法第24条等に基づき、当庁が適時に報告を徴求するものについては、報告徴求内容、添付書類等を踏まえ、オンラインによる提出が可能となるよう努める。
- ( c ) 法令等に基づき金融庁長官より申請・届出等の手続が財務局長等に委任されているものについては、財務局等における基盤整備の状況を踏まえ、オンライン化を図るよう努める。
- ( d ) 地方公共団体が処理する申請・届出等手続については、地方公共団体における認証システムなどの基盤整備の状況を踏まえ、地方公共団体に対して、オンライン化実現のための事務処理手順、システムの標準仕様等の実施方策を提示し、オンライン化を要請する。

各年度における取組

- ( a ) 平成12年度中に行うことを予定しているもの
  - ・ 個々の申請・届出等手続を規定する法令等について改正等の必要性の精査 ( 13年度まで )
  - ・ 個々の申請・届出等の添付書類等についての内容、様式等の見直し、所要のシステムの検討 ( 13年度まで )
  - ・ 文書管理規則等について総務庁が取りまとめた「電子化に対応した文書管理規則等の整備に当たっての留意点について」を参考にした所要の改正
- ( b ) 13年度中に行うことを予定しているもの
  - ・ 個々の申請・届出等手続を規定する法令等について改正等の必要性の精査完了
  - ・ 個々の申請・届出等の添付書類等についての内容、様式等の見直し、所要のシステムの検討完了
  - ・ 所要の法令等の改正等 ( 14年度まで )
  - ・ 有価証券報告書、半期報告書等の提出及び縦覧等についてオンライン化を開始
  - ・ 文書管理規則等について、個々の申請・届出手続のオンライン化実施に合わせた見直し ( 15年度まで )
- ( c ) 14年度中に行うことを予定しているもの
  - ・ 所要の法令等の改正等完了
  - ・ 有価証券届出書、公開買付届出書等の提出及び縦覧等についてオンライン化を開始
  - ・ オンライン化未実施のものについて試行運用
  - ・ 文書管理規則等について、個々の申請・届出手続のオンライン化実施に合わせた見直し ( 15年度まで )
- ( d ) 15年度中に行うことを予定しているもの
  - ・ オンライン化未実施のものについて試行運用の上、運用開始
  - ・ 文書管理規則等について、個々の申請・届出手続のオンライン化実施に合わせた見直し

### 3 推進体制等

#### (1) 推進体制等

申請・届出等手続のオンライン化の推進、フォローアップ等については、「金融庁行政情報化推進委員会」（委員長：総務企画部審議官）があたるほか、申請・届出等所管部署にアクション・プラン推進担当者を置き、本計画の着実な実施に努める。

#### (2) フォローアップ等

##### 推進状況のフォローアップ

毎年度末時点において、本計画に基づく進捗状況のフォローアップを行い、その結果を金融庁ホームページにおいて公表する。

フォローアップ結果等を踏まえたアクション・プランの見直し

このアクション・プランは、省庁再編により平成13年1月に新たに当庁の所管となる金融再生委員会の所管法令等に係る申請・届出等手続の追加に伴い見直す

ほか、上記のフォローアップの際あるいは必要に応じて、オンライン化基盤整備や法令等の手当ての進捗状況、通信情報基盤の進展等の状況を勘案し見直すこととする。

#### (3) 財務局等との関係

法令等に基づき金融庁長官より申請・届出等の手続が財務局長等に委任されたものうち、申請者からオンラインで財務局等に提出された文書については、金融庁に対する進達等においてもオンラインにより行うよう努めることとする。

また、地方公共団体が処理する申請・届出等手続について、申請者からオンラインで提出された文書で、金融庁等に対する進達等においてもオンラインにより行うよう要請することとする。

〔別紙1, 2については、ホームページを参照。〕

（総務企画部総務課）

## 金融税制に関する研究会の設置について

10月2日、金融庁は中長期的な観点からみた金融に係る税制上の課題について、広く外部の有識者と意見交換するため、「金融税制に関する研究会」の設置を公表した。

○平成12年10月2日発表

### 1. 趣旨

我が国の金融・証券市場を活力があり、透明性、公正性、効率性の高い市場に育成するため、中長期的な観点からみた金融（各種金融取引、金融商品、市場参加者等）に係る税制上の課題等について、広く外部の有識者と意見交換を行う。

### 2. 概要

メンバーは、学識経験者、金融・証券市場の実務家及び金融庁総務企画部長以下当庁職員とする。第1回を10月10日に、以降年内は1回程度、年明け後6月まで月1回程度を目処に開催する。

### 金融税制に関する研究会メンバー

#### （委員）

大村 敬一	早稲田大学商学部教授	関 行隆	中央三井信託銀行業務部主任調査役
小畑 哲哉	NTT第四部門担当部長 （税務担当）	種橋 潤治	住友銀行財務企画部長
神田 秀樹	東京大学法学部教授	田邊 栄一	三菱商事財務部長代行
北原 正彦	三井海上火災保険審査管理部次長	手島 恒明	日本生命保険調査部課長
		中里 実	東京大学法学部教授

ロバート・フェルドマン エルガン・スタルー・ティーン・ウィッター  
証券 マネージング・ディレクター兼チーフ・  
エコノミスト  
キャシー 松井 ゴールドマン・サックス 証券会社  
マネージング・ディレクター兼チーフ・ストラテジスト  
吉川 満 大和総研制度調査室長  
渡辺 努 一橋大学経済研究所助教授

(金融庁)  
乾 文男 総務企画部長  
藤原 隆 総務企画部審議官  
渡辺 達郎 総務企画部審議官  
三國谷勝範 総務企画部(取引所監理官)  
鈴木 正規 総務企画部政策課長

(総務企画部政策課)

## 金融商品の販売等に関する法律施行令案 の公表について

「金融商品の販売等に関する法律」の施行に伴い、政令で定めることとされている特定顧客に対する説明義務の範囲等を定めた政令案を、10月6日公表し、10月27日を期限にパブリック・コメントに付した。

○平成12年10月6日発表

### 金融商品の販売等に関する法律施行令案要綱

金融商品の販売等に関する法律(以下「法」という。)の施行に伴い、次によりこの政令を制定することとする。

#### 1. 定義

金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客及び勧誘方針について定義することとする。

(第1条関係)

#### 2. 金融の信託の要件

金銭の信託の要件は、信託財産の運用方法が特定されていないこととする。

(第2条関係)

#### 3. 保険又は共済に係る契約

保険契約に類する保険又は共済に係る契約は、健康保険法、森林国営保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、簡易生命保険法、貿易保険法、中小企業信用保険法、中小漁業融資保証法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(第130条の2第1項等を除く。)、住宅融資保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、農林漁業団体職員共済組合法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、国民年金法(第10章を除く。)、中小企業退職金共済法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、機械類信用保険法、農業信用保証保険法、

地方公務員等共済組合法、小規模企業共済法、農業者年金基金法、預金保険法、農水産業協同組合貯金保険法、雇用保険法、中小企業倒産防止共済法、日本体育・学校健康センター法、介護保険法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とすることとする。

(第3条関係)

#### 4. 差金の授受を約する取引

差金の授受を約する取引は、銀行法第10条第2項第14号(金融等デリバティブ取引)等の規定により行われる取引(商品先物取引等に該当するものを除く。)に該当するものとする。

(第4条関係)

#### 5. 金融商品の販売となる行為

金融商品の販売となる行為は、金銭の信託以外の信託であって信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約の委託者との締結、不動産の信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約の匿名組合員との締結及び上記4.の取引以外の取引であって銀行法第10条第2項第14号等の規定により行われる取引(商品先物取引等に該当するものを除く。)又は当

該取引の取次ぎとすることとする。  
(第5条関係)

6. 金銭相当物の範囲  
金銭相当物は、上記5. の信託契約の締結に伴い顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利とすることとする。  
(第6条関係)

7. 顧客の行う行為を代理する者  
法第3条第3項ただし書に規定する者は、顧客の行う行為を代理する者としてすることとする。  
(第7条関係)

8. 特定顧客  
特定顧客は、金融商品販売業者等としてすることとする。  
(第8条関係)

9. 勧誘方針の策定を要しない者  
勧誘方針の策定を要しない者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。)であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人と

することとする。  
(第9条関係)

10. 勧誘方針の公表の方法  
勧誘方針の公表の方法は、金融商品販売業者等の本店等において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び金融商品販売業者等が、その本店等以外の営業所等において金融商品の販売等を行う場合に該当するときは、当該営業所等ごとに勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法、金融商品販売業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(以下「自動送信」という。)により金融商品の販売等を行う場合に該当するときは、勧誘方針を自動送信する方法とすることとする。  
(第10条関係)

11. 施行期日  
この政令は、法の施行の日(平成13年4月1日)から施行する。

(総務企画部企画課)

## 証券取引法施行令及び金融先物取引法施行令の一部を改正する政令案の公表について

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、政令で定めるところとされている取引所の株式会社化に伴う最低資本の額等を定めた政令案を、10月16日公表し、10月31日を期限にパブリック・コメントに付した。

○平成12年10月16日発表

1 証券取引法施行令の一部改正  
(第1条関係)  
(1) 株式会社証券取引所の最低資本の額  
株式会社証券取引所の最低資本の額は10億円とする。(証券取引法施行令第19条関係)  
(2) 株式会社証券取引所の株式の保有制限  
株式会社証券取引所の株式を保有しているときみなされる特別の関係にある者として、共同で取引所の株式を取得し、若しくは所有し、又は当該取引所の株主としての議決権を行使することを合意して

いる者の関係、夫婦の関係、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式等(それぞれ議決権のあるものに限る)を所有している者(支配株主等)と当該会社(被支配会社)との関係、被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係等を定める。(証券取引法施行令第19条の3関係)

2 金融先物取引法施行令の一部改正  
(第2条関係)  
(1) 株式会社金融先物取引所の最低資本の額



株式会社金融先物取引所の最低資本の額は10億円とする。(金融先物取引法施行令第1条の2関係)

(2) 株式会社金融先物取引所の株式の保有制限

株式会社金融先物取引所の株式を保有しているとみなされる特別の関係にある者として、共同で取引所の株式を取得し、若しくは所有し、又は当該取引所の株主としての議決権を行使することを合意している者の関係、夫婦の関係、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の

五十を超える株式等(それぞれ議決権のあるものに限る)を所有している者(支配株主等)と当該会社(被支配会社)との関係、被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係等を定める。

(金融先物取引法施行令第2条の2関係)

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日

この政令は、平成12年12月1日より施行するものとする。

(総務企画部市場課)

## 千代田生命保険相互会社について

10月9日、千代田生命は、厳しい財務状況の中で将来の会社更生を目指す観点から東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。今後、裁判所の監督の下で更生計画が策定されることとなる。

### ○長官談話(平成12年10月9日)

1. 千代田生命保険相互会社(以下「千代田生命」という。)は、本日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。
2. 千代田生命は、厳しい財務状況の中、財務基盤の強化のため金融機関への支援要請等種々の努力を行ってきたが、そうした取組が未だ具体的な成果をもたらさない中で、同社の経営は厳しさを増している。同社はこのような状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。
3. 今後、裁判所の監督の下で更生計画が策定されることとなり、それまでの間は、新規の契約に関する業務、解約に関する業務等は停止されるが、保険金の支払い、保険料の受領等の業務については、原則として、引き続き行われることとなる。
4. 現在契約されている保険契約の取扱いは、更生計画において定められることとなる。生命保険契約については、生命保険契約者

保護機構による資金援助等のセーフティ・ネットが整備されており、更生手続においても、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、予定利率の変更等の契約条件の変更はありうるものの、少なくとも責任準備金( )の90%までは確保されることとなる。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。

したがって、保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

( )責任準備金：将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金

5. 当庁としては、保険業法の趣旨を踏まえつつ、更生計画の策定に協力してまいり所存であり、保険契約者等の保護に配慮した更生計画が早期に策定されることを期待している。

(監督部保険課)

## 千代田生命保険相互会社の概要

1. 沿革 明治37年4月 創業
2. 本社所在地 東京都目黒区上目黒2丁目19番18号
3. 社長 米山令士
4. 主要計数

(単位:億円)

	10年3月期	11年3月期	12年3月期
保有契約高	571,883	528,098	476,156
総資産	50,282	43,599	(注) 35,019
収入保険料	7,801	5,983	4,842
経常利益	456	421	215
当期利益	159	198	31

(注) 45社(第百生命及びカーディフ生命を除く。)中第12位。

- ・役員数(監査役含む) : 11名(12年8月現在)
- ・職員数 : 11,188名(うち内勤職員数 1,511名、営業職員数 9,677名。 " )
- ・店舗数(営業所等) : 432 (12年8月末現在)
- ・契約者数 : 約 155万人(12年3月末現在)

5. ソルベンシー・マージン比率 : 263.1%(12年3月期)

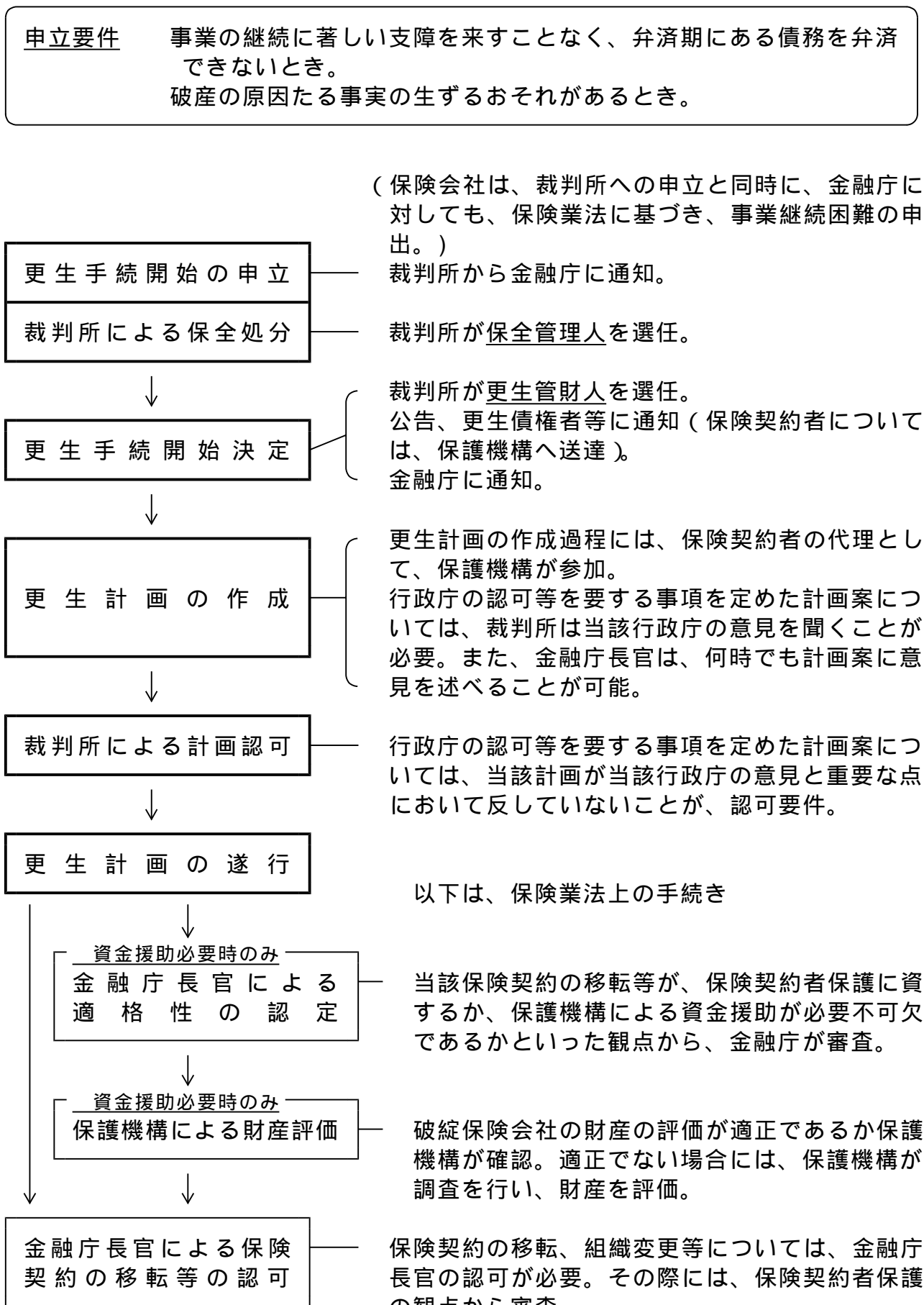
### (参考)

金融再生委員長談話(平成12年10月9日)

1. 千代田生命保険相互会社(以下「千代田生命」という。)は、本日、東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った。同社は、厳しい財務状況の中で、保険契約者等の保護を図りつつ、将来の会社更生を目指す観点から、本日の申立てを行ったものと承知している。
  2. 今後は、裁判所の監督の下で、保険契約者等の保護に配慮した更生計画が早期に策定されることを期待している。
  3. 千代田生命の保険契約の取扱いは、更生
- 計画において定められることとなるが、保険業法に基づく保険契約の移転等の場合と同じく、生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による資金援助等を通じて、保険契約者等の保護が図られることとなっている。また、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされることとなっている。
4. 保険契約者におかれては、冷静な行動をとられることを強く希望する。

(金融再生委員会事務局総務課)

## 保険会社の更生手続（概略）



# エイチ・アイ・エス協立証券に対する 検査結果に基づく勧告について

10月6日、証券取引等監視委員会は、関東財務局長によるエイチ・アイ・エス協立証券株式会社の検査の結果、取引報告書の不交付等の法令違反の事実が認められたことから、金融再生委員会及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告した。

○平成12年10月6日発表

## 1. 勧告の内容

関東財務局長がエイチ・アイ・エス協立証券株式会社（東京都中央区日本橋、代表取締役社長澤田秀雄、資本金18億円、役員200名）を検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、金融再生委員会及び金融庁長官に対して、金融再生委員会設置法第31条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

## 2. 事実関係

エイチ・アイ・エス協立証券(株)は、平成12年2月22日、前日限りで有効期限が切れた株式の委託注文が、株式取引に係るシステム障害により当日再発注され、その一部が約定成立したため、当該取引を自己勘定に付け替えるという処理を行った。

しかし、ミスにより、当該付け替えた取引の中には、前日インターネット取引により多数の顧客から受託した株式の委託注文で、当日市場において正規に約定成立した取引が含まれていた。

エイチ・アイ・エス協立証券(株)は、翌23日以降、当該付け替えが行われたインターネット取引顧客の一部の顧客から苦情が寄せられ、苦情を寄せた顧客の取引については市場に再発注し、その約定価格と当初の約定価格との差額を支払った。しかしながらその際、当該苦情の発生原因を十分究明していなかったことから、苦情を寄せなかったインターネット取引顧客の取引については、調査を行うなど必要な措置をとらずに放置していた。

このためエイチ・アイ・エス協立証券(株)は、苦情を寄せなかった多数の顧客について、委託注文が市場で正規に成立したにもかかわらず、取引報告書を交付しなかった。

また、エイチ・アイ・エス協立証券(株)は、

インターネット取引画面に、取引顧客の約定結果や預り残高等の情報を常時表示しているが、これらの顧客については、翌23日以降の取引画面に取引結果を反映しておらず、事実と異なる内容の情報を表示した。

### (1) 取引報告書の不交付

エイチ・アイ・エス協立証券(株)は、平成12年2月21日にインターネット取引により多数の顧客から受託した株式の委託注文について、翌22日、市場において取引が成立したにもかかわらず、取引報告書を交付しなかった。

上記行為は、証券取引法第205条の2第4号に規定する「取引報告書を交付しない行為」に該当すると認められる。

### (2) 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為

エイチ・アイ・エス協立証券(株)は、平成12年2月23日以降、インターネット取引を行っている多数の顧客に対し、当該顧客の預り残高等について、事実と異なる内容の情報をインターネット取引画面上に表示した。

上記行為は、証券取引法第42条第1項第9号に基づく証券会社の行為規制等に関する総理府令（平成12年6月30日以前の行為は、証券会社の行為規制等に関する命令）第4条第1号に規定する「有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。

昨年来、インターネット取引を行う証券会社が急増しているが、インターネット取引はこれまでなかった新たな取引手段であり、非対面性、非書面性等のインターネット取引の特性もあることから、これらの証券会社は、このような特性に十分配慮した内部管理体制を構築し、機

能させる必要がある。

今回の問題は、インターネット取引の非対面性という特性に十分配慮していないことに起因しているものであり、当社

は、上記のような観点から内部管理体制が十分機能していないことに問題があると認められる。

(証券取引等監視委員会事務局総務検査課)

## ウェストエルビー証券会社東京支店 に対する行政処分について

ウェストエルビー証券会社東京支店については、当庁及び証券取引等監視委員会の検査の結果、有価証券の売買その他の取引上、顧客に対して特別の利益を提供することを約束して勧誘する行為が認められ、また、外国証券業者に関する法律に定める手続きを行うことなく証券業以外の業務を行っていたため、同支店の金融商品営業部及び金融商品トレーディング部（フィクスト・インカム・トレーディング課を除く。）の全ての業務を4週間、金銭債権の売買の媒介業務を5日間、それぞれ停止することを命じる等の行政処分を行い、9月26日、公表した。

○平成12年9月26日発表

1. ウェストエルビー証券会社東京支店に対する証券取引等監視委員会による検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、行政処分を求める勧告が行われた。

平成10年3月及び平成11年3月、複数の法人顧客（保険会社）に対し、当該顧客が金融機関から劣後ローンを借り入れると同時に、当該劣後ローンの信用リスクに元本等の支払いが連動する債券を当該顧客が取得することにより、劣後ローンの信用リスクを顧客自身に還流させることとなるセットの取引スキームを提示した。

当該取引スキームは、実質的には、当該劣後ローンの借入れが、当該顧客の保険金支払い能力の充実にはつながらず、保険業法に基づき公衆の縦覧に供することが義務づけられているソルベンシー・マージン比率の算定の根拠とは認められないにもかかわらず、当該顧客のソルベンシー・マージン比率を見かけ上嵩上げすることとなるものであり、ウェストエルビー証券は、当該スキームに基づいて取引を実行することを約して、有価証券取引の勧誘を行った（証券会社の行為規制等に関する命令第4条第2号（平成10年11月30日以前の行為については、旧証券会社の健全性の準則等に関する省令第2条第2号））。

2. ウェストエルビー証券会社東京支店に対する当庁による検査の結果、以下の法令違反行為が認められた。

承認を受けることなく、また、届出も行わないまま、金銭債権の売買の媒介等の複数の証券業以外の業務を行っていた（外国証券業者に関する法律第14条第1項、旧外国証券業者に関する法律第17条第1項）。

3. 以上のことから、本日、ウェストエルビー証券会社東京支店に対し、以下の行政処分を行った。

- (1) 平成12年10月2日から同年10月29日までの間、東京支店金融商品営業部及び金融商品トレーディング部（フィクスト・インカム・トレーディング課を除く。）の全ての業務の停止。
- (2) 平成12年10月2日から同年10月6日までの間、東京支店の金銭債権の売買の媒介業務の停止。
- (3) 平成12年11月25日までの間、クレジット・デリバティブ取引の承認申請の禁止。
- (4) 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化。

(監督部証券課)

## 株式会社新潟中央銀行に対する 管理終了期限の延長について

(株)新潟中央銀行の譲渡先選定については、9月29日、金融再生委員会の了承の下、群馬県内の店舗に係る営業を除き、大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行との間で営業譲渡に係る基本合意書が締結された。また、同行の営業譲渡までに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することから、管理の終了期限を1年延長することとした。

### ○平成12年9月29日発表

1. 株式会社新潟中央銀行については、平成11年10月2日、当委員会により金融再生法第8条に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。
2. 同行の譲渡先選定については、同行の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められた結果、大光銀行及び第四銀行（新潟県内の店舗に係る営業）、八十二銀行（長野県内及び新潟県内の一部の店舗に係る営業）、東日本銀行（東京都内及び埼玉県内の店舗に係る営業）との間で、それぞれ営業譲渡に係る基本合意書が締結されるに至った。また、群馬県内の店舗に係る営業については、極力早期に地元金融機関との間で営業譲渡に係る基本合意書を締結すべく交渉が進められている。
3. 上記4行との間の営業譲渡契約書の締結期限が本年12月末日とされるなど、同行の営業譲渡までに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することとなることから、金融整理管財人からの申請を受け、金融再生法第25条に基づき、管理の終了期限を1年延長することを承認した。

### ○金融再生委員長談話（平成12年9月29日）

1. 新潟中央銀行の譲渡先選定については、これまで同行の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められてきたところであり、金融再生委員会としては、その状況について金融整理管財人より逐次報告を受けてきた。
  2. そして、昨日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先について検討した結果、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、同行の営業地域の金融安定化と金融システムの維持に貢献すること等から、同行を大光銀行及び第四銀行（新潟県内の店舗に係る営業）、八十二銀行（長野県内及び新潟県内の一部の店舗に係る営業）、東日本銀行（東京都内及び埼玉県内の店舗に係る営業）にそれぞれ譲渡することが適当であるとの見解が示され、当委員会において上記各行を譲渡先とすることを了承した。  
これを受けて、本日、新潟中央銀行と上
- 記各行との間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたところであり、今後は、本年12月末までを目途に営業譲渡契約を締結すべく、さらに協議が進められていくこととなる。
3. さらに、新潟中央銀行の群馬県内の店舗に係る営業については、地元金融機関との間で極力早期に営業譲渡に係る基本合意書を締結すべく協議が進められており、近々、基本合意書が締結されることが期待される。
  4. 当委員会としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表し、その労を多とするとともに、金融整理管財人には引き続き新潟中央銀行の早期譲渡の実現に向けて御尽力いただくようお願いしたい。  
当委員会としても、営業譲渡契約の締結が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、今後とも金融整理管財人を最大限支援してまいり所存である。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

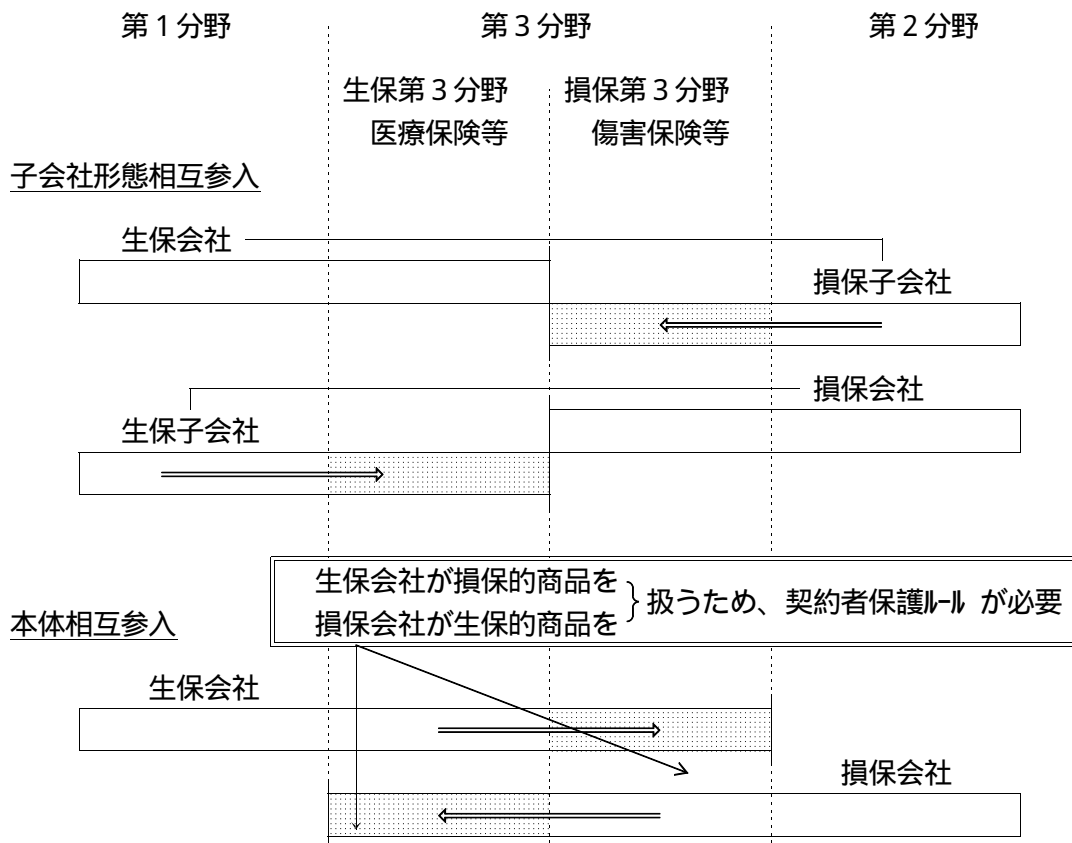
# 生命保険会社・損害保険会社による 第三分野への相互参入について

生命保険と損害保険の中間に位置する医療・傷害保険等（いわゆる第三分野）については、これまでの規制を緩和し、生・損保会社の子会社による相互参入を12年1月に、また、損保会社による生保第三分野への参入や生保会社による損保第三分野への参入についても12年7月にそれぞれ解禁することを、10月13日、公表した。

○平成12年10月13日発表

1. 医療・傷害保険など、生命保険と損害保険の中間に位置づけられる第三分野への生・損保会社による相互参入については、日米保険協議の合意を踏まえ、来年一月より激変緩和措置を解除することとしている。
2. これを受けて、来年一月には子会社による相互参入を実施する。  
また、損害保険会社による生保第三分野への参入や、生命保険会社による損保第三分野への参入についても、規制緩和を推進する観点から、所要の契約者保護ルールを早急に整備し、来年七月に実施する。
3. こうした規制緩和を進めることにより、多様な市場ニーズに対応した商品開発が可能となり、消費者利便の向上や我が国保険市場の活性化が図られることを期待するところである。

第三分野相互参入のイメージ図



(監督部保険課)

## 証券取引等監視委員会の事務処理状況の公表について

9月28日、証券取引等監視委員会は、金融再生委員会設置法第34条の規定に基づき、平成11年7月1日から同12年6月30日までの期間における事務処理状況について、犯則事件の調査の結果7件の告発、証券会社に対する検査の結果行政処分等を求める37件の勧告、犯則調査や検査の結果認められた問題点2件の建議を実施したと公表した。

○平成12年9月28日発表

### 1. 事務処理状況の公表

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の活動状況については、金融再生委員会設置法第34条の規定に基づき、本年は、平成11年7月1日から12年6月30日までの期間における事務の処理状況を9月28日に「証券取引等監視委員会の活動状況」として公表した。本公表は、監視委員会が発足後、8回目となる。

なお、本年7月1日に金融庁が発足したが、監視委員会は、従来の体制のまま金融庁に移管された。

### 2. 全般的な評価

金融システムの抜本的な改革が進むなか、クロスボーダー取引の一層の拡大、国内外における市場間競争の活発化、さらに情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、インターネットを利用した取引も増大してきている。このような証券市場を取り巻く環境の変化のなかで、顧客に損失を表面化させないことを約束して複雑なデリバティブを組み込んだ、いわゆる「飛ばし類似金融商品」の取引の勧誘を行ったり、有価証券の募集のため偽計を用いたりする行為など、従来とは異なる違法行為が摘発されており、監視委員会が対象とすべき取引は複雑化・広域化してきている。こうした状況のもと、監視委員会の役割は、ますます大きくなってきている。

なお、本年から、監視委員会の平成12検査事務年度の検査基本方針及び検査基本計画についても資料編に掲載し、公表することとした。

### 3. 概要

#### (1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査の結果、有価証券報告書等の虚偽記載につき3件、偽計販売に

つき2件、内部者取引につき1件、相場操縦につき1件、計7件を証取法違反の罪に該当するとして告発を行った。

その主なものの概要は次のとおりである。

日本債券信用銀行事件（有価証券報告書虚偽記載）

㈱日本債券信用銀行の代表取締役会長、代表取締役頭取、代表取締役副頭取及び役員2人は、共謀の上、平成10年3月期において、取立不能と見込まれる貸出金について適正な引当・償却を行わず、当期末処理損失を過小に圧縮するなど、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

ヒューネット事件（相場操縦）

行為者2名は、共謀の上、ヒューネット株式につき、借名口座を含む8名義を用いて、同株式の売買取引が繁盛であると誤解させる等の目的で、仮装売買を反復継続し、相場を変動させるべき一連の売買取引を行い、株価を高騰させるなど相場操縦を行った。

クレスベール証券事件（偽計販売）

クレスベール証券の代表取締役会長は、プリンストン債の月間運用成果報告書の時価資産残高が過大に粉飾され、あるいは、約定どおりに期限前償還がされないおそれが高いことを認識しながら、プリンストン債の販売に当たり、安全に運用されているかのごとく虚偽の説明をし、有価証券の売買のため偽計を用いた。

#### (2) 検査

検査については、本事務年度中に国内証券会社72社、外国証券会社14社に対して検査に着手した。



本事務年度において検査が終了したものは、前期繰越分を含め、国内証券会社79社、外国証券会社15社となっている（合計94社）。このうち80社に問題点が認められた（問題点の割合85.1%）。

(3) 勧告

金融再生委員会及び金融監督庁長官に対して、検査結果に基づいて重大な法令違反として37件（うち財務局分25件）の勧告を行った。

事案の内容別内訳は次のとおり。

	(会社)	(個人)
向い呑み及び呑行為	2社	1人
取引報告書の不交付 又は虚偽の取引報告書の交付	3社	3人
取引一任勘定取引の 契約を締結する行為	2社	34人
有価証券の売買に 関し虚偽の表示をする 行為等	1社	4人
特別の利益を提供す ることを約して勧誘す る行為	4社	4人
作為的相場を形成さ せるべき売買をする行 為	2社	5人
作為的相場が形成さ れることを知りながら 売買の受託をする行為	3社	4人
投機的利益の追求を 目的とした有価証券の 売買取引	—	5人
損失を補てんするた め財産上の利益を提供 する行為等	4社	11人
通常取引条件と著 しく異なる条件での親 法人等との取引	2社	—
有価証券の募集のた め偽計を用いる行為	1社	1人
その他	6社	7人

(4) 建議

有価証券報告書の虚偽記載に関する犯則事件の調査及び証券会社の検査を行った結果、問題点が認められたので、次の点について必要かつ適切な措置を講じるよう大蔵大臣及び金融監督庁長官に対して建議を行った。

銀行業等の財務諸表の注記事項に関する建議

証券会社の営業姿勢に関する建議

(5) 取引審査

本事務年度中に行った審査件数は、株価が急騰するなど不自然な動きをしたもの等の価格形成に関するもの78件、投資者の判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報の公開により株価が大きく変動したものの内部者取引に関するもの236件、その他風説の流布等に関するもの12件、合計326件となっている。

(6) その他の活動状況

近年のインターネットの普及により、国際的に連携した監視活動が重要であるとの考えから、証券監督者国際機構（IOSCO）が平成12年3月28日に行った「インターネット・サーフ・デイ」に監視委員会も参加し、国際的に連携して一斉にインターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

また、ホームページを利用して相場の変動を意図した悪質な情報が流される可能性が増大しているため「インターネット巡回監視システム（IPSS）」を開発し、効率的な監視に努めている。

その他、新たな市場の開設に対応した取り組みを行うなど取引の公正性の確保に努めている。

（証券取引等監視委員会事務局総務検査課）

（編集注）

「証券取引等監視委員会の活動状況」の本文は、10月2日の官報及び監視委員会のホームページに掲載されています。

## 委員会の活動状況

(平成12年6月末現在)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月	9年7月 ～ 10年6月	10年7月 ～ 11年6月	11年7月 ～ 12年6月	合 計	
犯則事件の告発	1件	1件	3件	1件	5件	7件	6件	7件	31件	
勸 告	2件	13件	5件	10件	11件	40件	36件	37件	154件	
建 議	-	1件	-	-	-	1件	-	2件	4件	
検	証券会社	84社 ( 69 )	87社 ( 70 )	85社 ( 69 )	86社 ( 75 )	83社 ( 68 )	79社 ( 65 )	80社 ( 62 )	86社 ( 66 )	670社 ( 544 )
	国内証券会社	78社 ( 69 )	79社 ( 70 )	79社 ( 69 )	84社 ( 75 )	80社 ( 68 )	72社 ( 65 )	68社 ( 62 )	72社 ( 66 )	612社 ( 544 )
	外国証券会社	6社	8社	6社	2社	3社	7社	12社	14社	58社
査	登録金融機関	11機関 ( 8 )	13機関 ( 10 )	11機関 ( 10 )	10機関 ( 10 )	7 機関 ( 7 )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	52 機関 ( 45 )
	金融物件取扱業者	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1社 ( 1 )	- ( - )	- ( - )	1社 ( 1 )
	自主規制機関	-	-	-	-	-	1 機関	-	-	1 機関
取 引 審 査	170件 ( 95 )	217件 ( 115 )	195件 ( 88 )	215件 ( 88 )	196件 ( 81 )	203件 ( 91 )	275件 ( 104 )	326件 ( 99 )	1,797件 ( 756 )	

- (注) 1. 上表の計数は、検査等の実施件数等である。  
 2. ( )内書きは、財務局等で実施したものである。  
 3. 検査の実施数は、着手ベースである。  
 4. 平成4年7月から12年6月までについては、公表済みである。  
 5. 上記の証券会社に対する検査のほか、財務局等において本庁監理証券会社に対する支店単独検査を平成4検査事務年度17支店、平成5検査事務年度17支店、平成6検査事務年度22支店、平成7検査事務年度15支店、平成8検査事務年度26支店、平成9検査事務年度31支店、平成10検査事務年度27支店、平成11検査事務年度28支店実施している。  
 6. 登録金融機関は、平成10年11月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。

### 金融監督等にあたっての 事務ガイドラインの一部改正について

金融庁は、銀行・保険会社の子会社方式での参入に関して、昨年10月1日の保険会社による銀行子会社の保有解禁に続き、本年10月1日から子会社方式での相互参入が完全実施されることに伴い、親子間等の顧客情報の漏洩防止や店舗共用の禁止等の規制を親銀行にも適用できるよう、9月29日、事務ガイドラインの一部を改正した。

「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」

1-6-5 金融機関とその親法人等である保険会社の関係について

「事務ガイドラインの改正について（預金取扱い金融機関関係）」

現 行	改 正
<p>第一分冊 預金取扱い金融機関関係</p> <p>1 - 6 - 5 金融機関とその親法人等である保険会社の関係について</p> <p>保険業法施行規則等において、保険業法第8条第1項若しくは同法第100条の3に規定する特定関係者に金融機関（同法施行令第2条の2第4項各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に鑑み、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、その関係保険会社（当該金融機関が保険会社の子会社等（<u>保険業法施行令第2条の2第1項に規定する子会社、子法人等、関連法人等</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく同法施行規則第53条の4から第53条の6に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</li> <li>金融機関は、その関係保険会社（当該金融機関が保険会社の子会社等（<u>保険業法施行令第14条及び第29条に規定する子会社、子法人等、関連法人等</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第300条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</li> </ul> <p>（注）関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等とは、関係保険会社の役員、関係保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、関係保険会社を所属保険会社とする損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいう。</p>	<p>第一分冊 預金取扱い金融機関関係</p> <p>1 - 6 - 5 金融機関等とその関係保険会社の関係について</p> <p>保険業法施行規則等において、保険業法第8条第1項若しくは同法第100条の3に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等（同法施行令第2条の2第4項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に鑑み、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（<u>保険業法第8条第1項に規定する特定関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく同法施行規則第53条の4から第53条の6に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</li> <li>金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者等（<u>保険業法第100条の3に規定する特定関係者及び同法第194条に規定する特殊関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第300条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</li> </ul> <p>（注）関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等とは、関係保険会社の役員、関係保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、関係保険会社を所属保険会社とする損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいう。</p>

## 証券投資信託委託業の認可・ 投資一任契約に係る業務の認可について

9月26日、金融再生委員会は、フランクリン・templton・インベストメンツ(株)に対し証券投資信託委託業の認可を行った。また、同日、ガートモア・エヌ・シー投信(株)に対し投資一任契約に係る業務の認可を行った。

○平成12年9月26日発表

### 証券投資信託委託業の認可申請会社の概要

1. 商号 フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社
2. 本店所在地 東京都中央区京橋二丁目14番1号
3. 設立年月日 平成8年9月25日
4. 資本金 4億9千万円
5. 資本構成 テンplton・インターナショナル・インク(米国) 100%
6. 代表者 代表取締役社長 松本 幸三
7. 役職員数 21名
8. 既存業務 平成9年2月 投資顧問業登録  
平成9年11月 投資一任契約に係る業務認可
9. 認可業務 証券投資信託委託業

### 投資一任契約に係る業務の認可申請会社の概要

1. 商号 ガートモア・エヌ・シー投信株式会社
2. 本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目5番1号 朝日生命日比谷ビル
3. 設立年月日 平成8年2月26日
4. 資本金 6億円
5. 資本構成 ガートモア・インベストメント・マネジメント・ピーエルシー(英国) 100%
6. 代表者 代表取締役社長 田部井 達夫
7. 役職員数 21名
8. 既存業務 平成8年4月 証券投資信託委託業免許  
平成12年7月 投資顧問業登録
9. 認可業務 投資一任契約に係る業務

(監督部証券課)  
(金融再生委員会事務局総務課)

## I I F 年次総会の開催について

9月23～24日、プラハ I M F ・世銀総会の機会に国際金融機構 ( Institute of International Finance: I I F、国際金融の問題を議論するための民間金融機関からなる機構、本部はワシントン) の年次総会が開催され、金融庁大久保参事官がゲストとして出席し、欧米等の金融規制監督当局らも参加するなか、B I S 規制の見直しについての民間の関心事項や新興市場各国の経済動向等が議論された。

### 議題と概要

#### ( 1 ) 金融規制の動向と民間の対応

B I S 規制の見直しについて、民間の関心事項に関する議論があったほか、金融安定化フォーラム ( F S F ) の動き ( 電子金融取引等 ) についても関心が示された。

#### ( 2 ) 新興市場国の経済動向や資金の流れ

- ・ 全体としては、新興市場国の経済動向は明るさが増しているが、ラ米諸国 ( 特にアルゼンチン ) 等については、注意深く見て行きたいとの空気。
- ・ 石油価格の動向の及ぼす影響に関心が高く、懸念もあるが、最近の価格上昇は中東諸国のほか、ロシア、メキシコ、ベネズエラ等は短期的にはプラスに働くとの見通し。
- ・ 先進国の動向については、ユーロ下落による G 7 の為替市場介入について関心があったほか、米の経常収支の赤字が拡大していることが不安定要因との認識。

### 金融監督規制の動向と民間の対応

( 1 ) I I F 事務局より、「昨年から本年にかけて B I S 規制の見直し、金融安定化フォーラム ( F S F ) の活発化等の動きが注目されている。I I F としては、規制監督当局との対話を強化したいと考え、1991 年東京大会から、この面での活動を進めてきたが、今後とも各国の金融機関の幅広い参加を得て活発化させていきたい。」とのプレゼンテーションがあった。

( 2 ) B I S 規制の見直しについては、今回の見直しが、民間銀行のリスク管理技術の発展に沿ったものであり、基本的に歓迎するとしつつ、次のようなコメントが述べられていた。

- ・ 外部格付を利用する標準的手法では、格付機関の数が限られているだけに、格付の動きによって資本の流れが不安定化する

( procyclical ) という問題がある。しかし、I I F のサーベイによれば、多くの金融機関が内部格付や信用リスクモデルを活用している。I I F としては、今回の見直しで直ちに実現しないとしても、将来的には信用リスクモデルを利用できる方向になって行くべきものと考えます。

( 注 ) I I F は、バーゼル委員会事務局に内部格付手法の活用に必要なデータ等を、サーベイに基づいて非公表扱い ( confidential basis ) で提供するなどの活動を行っている。

・ 来年始めには第 2 次市中協議案が提示され、来年中には見直しの内容全体についてコンセンサスが得られるとの見通しているが、今後、次のような点について関心を払っていく必要がある。

( a ) 「国際的に活動している銀行」という概念は 80 年代のままの考えでよいのかどうか。( 国内銀行もカバーしていく必要はないか。 )

( b ) 「格付機関の利用」という場合、どのような機関まで含め得るのか。信用登録機関のある国でのその利用等はどうか。

( c ) 「内部格付」の利用を認める基準をどのように明確化するのか。

( d ) 「短期貸出」のリスクを「長期貸出」のリスクとどのように区別していき得るのか。

( e ) 「監督当局によるレビュー ( 第 2 の柱 ) 」が競争条件の公平さを損なっていくことはないか。

( f ) 「オペレーショナル・リスク」をどのように取り込んで行くのか。

( g ) 「最低基準」が規制上設けられていることは、借り手の倒産にも対処するためなのか。システミック・リスクに対応す

るためなのか。一体、最低限必要な資本レベルが一律に決められ得るものなのか。将来的にはもっと議論がなされてよいのではないか。

- (3) 今後、バーゼル委員会のほか、金融安定化フォーラム、IOSCO、ジョイント・フォーラム等で上記の点のほか、以下のような点について議論が進むと考えられるが、IIFとしても関心を払っていきいたい、との意見が述べられた。
- (a) 電子金融取引
  - (b) ディスクロージャー
  - (c) オペレーショナル・リスク
  - (d) 信用リスク緩和措置(担保による保全の評価)
  - (e) コーポレート・ガバナンス
  - (f) 新興市場国での証券化等。
- (4) IIF 会合に参加していた欧米金融機関の代表は、現在のバーゼル委員会の作業に基本的には満足しつつも、特に新BIS規制の実施の段階で競争上の条件が各国や各機関によって不公平になることがないようにしていく必要がある、との点を当方に対し個別に述べていた。

#### 新興市場国の経済動向と資金の流れ

特に関心の高かった個別国の動向等は以下の通り。

- (1) アルゼンチン
- ・ 財政状況が依然として厳しく、国内需要が停滞している。更に高金利が加わり経済成長は2000年 1.8%、2001年 3.5%に留まる見通し。更に最近のユーロが下落する中でドルとのリンクを維持する政策(カレンシー・ボード制)により競争力が低下している。
  - ・ 輸出の伸びと輸入の低迷で経常収支の赤字は1999年 4.3%から2000年には 3.9%となる見込みである。
  - ・ 一方、金融セクターは1999年の景気後退や低成長に関わらず強固である。
  - ・ 今後、米の金利上昇、米のハードランディング等によるダウンサイド・リスクがある。
- (2) ブラジル
- ・ 財政赤字の削減等によりマクロ経済のファンダメンタルズと投資家の信頼は強まっ

ている。対内直接投資の増加、輸出の増加等により対外ポジションは改善されている。

- ・ この結果、経済成長率は2000年には 4.0%、2001年には 5.5%となる見込み。経常収支赤字はGDP比で1999年 4.5%から2000年には 3.8%に減少する見込み。
  - ・ 不良債権の引当制度が今年の8月から強化された。
  - ・ 今後、経済成長は順調に続く見込まれる。インフレも財政赤字も目標値内に収まる見込み。
  - ・ ダウンサイド・リスクとしては、アルゼンチン経済が悪化した場合の影響、米のハードランディング。
- (3) 中国
- ・ 拡張政策と強固な外需により経済成長率は1999年、2000年ともに7~8%となる見込み。しかし、構造面での硬直性が市場の発展を妨げている。
  - ・ 輸出の伸びで外貨準備は2000年6月時点で1610億ドルまで増加した。
  - ・ 金融システムが未整備で人民元の安定が中期的に最大の課題。
  - ・ 国内経済活動の活発化に伴い、輸入も増加しているが輸出はそれ上回る勢いで拡大しており経常収支黒字は1997年~1999年にかけて減少したものの1999年に再び増加した。更に、公営企業の海外上場で対内投資が拡大した。
  - ・ WTOの加盟に向けて構造改革に取り組んでいるが、社会不安への対応が優先され改革の進展が遅く均等に行われていない。
- (4) インドネシア
- ・ 石油価格の高騰や非石油製品の輸出の増加で経済成長が加速された。しかし、アジア危機の影響が依然として成長の障害となっており、更に企業や銀行セクターの改革が停滞していることから経済成長率は2000年 4.4%であるが、2001年には 3.2%となる見込み。
  - ・ 輸出の増加で経常収支黒字がGDP比で1999年 4.1%、2000年には 5.4%となる見込みである。
- (5) ロシア
- ・ 国内投資の拡大と石油価格の高騰で経済成長が強化されたが、同時にインフレも加速した。

- ・ 経常収支黒字はGDP比で1999年の11.7%から2000年には18.7%に上昇する見込みである。
- ・ 資本逃避があるのもかわらず、外貨準備は今年の1～8月の間に倍増した。
- ・ 一方、銀行セクターが弱体で流動性の増

加を十分に融資につなげられないでいる。

- ・ 6月に策定された税制改革やエネルギー改革を柱とする改革プログラムは企業の構造改革を前進させる見込みは余りなく、中長期的な経済成長を高めるとは考えにくい。

(総務企画部国際課)

## I A I S 年次総会の開催について

10月8～13日の間、ケープタウン(南アフリカ)において、保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors: IAIS) の年次総会が開催された。IAISは、国際保険監督基準の策定等を行うための機構であり、事務局はスイスのバーゼルに置かれている。

### 1. 今次会合のポイント

#### (1) コアプリンシプル・メソドロジー

今次総会で、改訂版コアプリンシプル及びこれをより具体化したメソドロジーが採択された。これらは、IMF・世銀による各国金融制度の評価作業(FSAP)等に活用することが予定されている。今後は、これらに基づく各国の政策の評価に焦点が移ると考えられる。

#### (2) パネルディスカッション

最近の保険業界を取り巻く重要事項である「再保険」、「証券化」、「電子商取引」をはじめ、金融分野の融合を踏まえた「金融セクターのコンバージェンス」、並びに、オブザーバーの関心の高いテーマ等について、パネル形式で活発なディスカッションを行った。当方からは、大久保参事官が、「金融セクターのコンバージェンス」及び「世界貿易と保険監督」の2テーマにパネリストとして参加して議論に貢献した。

#### (3) 執行委員及び技術委員会副議長の選任

執行委員会のメンバーの選挙が行われ、アジアからは、大久保参事官がシンガポールの代表とともに選出された(任期2年)。

また、IAISの各種会合の実質的な総とりまとめを行う技術委員会において、大久保参事官が副議長に選任された。

#### (4) 産業界等のオブザーバーの扱い

今回会合からオブザーバー制度が設けられ、保険業界を中心に約50の関係団体や企

業等が認められた。

#### (5) 次回以降の会合

次回以降の会合は、2001年9月にボン(ドイツ)で、2002年10月にサンチャゴ(チリ)で開催される。また、今次会合でシンガポールが2003年の総会招聘を提案し、各国の歓迎を受け、アジアで初めて総会を開催することとなった。

#### (6) 中国等の加盟

今次会合で中国(中国保険監督管理委員会)が正式メンバーとして承認された。他に、カザフスタン、サモア、バヌアツが加盟した。

### 2. 注目された議題

#### (1) IMF・世銀による評価

IMF・世銀から評価手法(FSAP)について説明があった。また、カナダ及びアイルランドから評価を受けた経験の説明があり、制度への対外的な信認を高めると共に、より客観的な評価を経験し有益であったことなどが強調された。

#### (2) 再保険、証券化、電子商取引及び金融分野の融合

各小委員会及びパネルディスカッションでこれらのテーマについて活発に議論がなされ、各国の関心の高さが示された。証券化については、新しい作業部会が結成され、米国の議長のもとに作業が開始された。また、金融分野の融合についてもさらに議論を深めることとなった。

(3) 会計基準及びソルベンシー

これらのテーマについては、小委員会から作業の進捗状況について技術委員会に報告がなされ、他の事項との相互関連の高さもあり、高い関心が寄せられた。

(4) バーゼル委員会の自己資本規制

リスク管理手法の一つとして、バーゼル委員会の自己資本規制の見直しの動向がパ

ネルディスカッションで取り上げられ、特に、保険分野を含めオペレーショナルリスクの扱いのあり方に関心が寄せられた。

(5) WTO

WTO / GATS問題へのIAISの関わり方を中心に、パネルディスカッション、執行委員会、技術委員会を含む場内外で高い関心が寄せられた。

(総務企画部国際課)

## 不動産信用組合に対する金融整理管財人による 業務及び財産の管理を命ずる処分について

10月6日、金融再生委員会は、不動産信用組合からの申出を踏まえ、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。同組合の業務は、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、この申し出と同時に、金融庁より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条において準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出した。

○平成12年10月6日発表

1. 本日、不動産信用組合より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。

2. 金融再生委員会としては、不動産信用組合からの申出及び同組合の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき金融実務家の小林一成氏及び弁護士敦賀彰一氏を同組合の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同組合に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。

3. 今般の措置により、不動産信用組合の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同組合は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、本日、金融庁長官より同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項に

おいて準用する銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同組合においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。

4. 金融整理管財人に対しては、不動産信用組合の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行の設立により同組合の業務承継を図るなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいらる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、全国信用協同組合連合会より不動産信用組合の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、不動産信用組合が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、不動産信用組合の預金等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。



## 幸福銀行の営業譲渡契約の締結について

幸福銀行の譲渡先選定については、去る5月18日に幸福銀行とアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書締結後、当事者間で鋭意協議が進められた結果、10月6日、幸福銀行と関西さわやか株式会社との間で営業譲渡契約書が締結された。今後、同社は銀行免許申請手続きを進め、平成13年2月26日に新銀行として営業譲受けを行う予定とされている。

### ○金融再生委員長談話（平成12年10月6日）

- 1．幸福銀行の譲渡先の選定については、去る5月18日のアジア・リカバリー・ファンドとの間の営業譲渡に係る基本合意書締結後、幸福銀行の金融整理管財人と同ファンドとの間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められ、この程当事者間で合意に達した。
- 2．その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、幸福銀行と同ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社との間で営業譲渡契約を締結することを基本的に了承し、これを受けて、両当事者の間で営業譲渡契約が締結されたところである。
- 3．今後、関西さわやか株式会社は、銀行免許申請手続きを進め、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の手続き及び措置を経て、平成13年2月26日に新銀行（「関西さわやか銀行（仮称）」）として営業譲受けを行う予定とされている。
- 4．幸福銀行の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至ったことは、我が国金融システムの安定及びその再生に資するものと考えている。
- 5．当委員会としては、現在金融整理管財人の管理下にある他の金融機関についても極力早期の譲渡を実現するべく引き続き金融整理管財人を最大限支援・指導してまいり所存である。

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

財務局長会議の開催（内線3167）	p 1	生命保険会社・損害保	（内線3363）	p 15
申請・届出等手続の電	p 3	険会社による第三分野		
子化推進アクション・		への相互参入		
プラン		証券取引等監視委員会	（内線3024）	p 16
金融税制に関する研究	p 6	の事務処理状況の公表		
会の設置		金融監督等にあたって	（内線3395）	p 18
金融商品の販売等に関	p 7	の事務ガイドラインの		
する法律施行令案		一部改正		
証券取引法施行令及び	p 8	証券投資信託委託業、	（内線3359）	p 20
金融先物取引法施行令		投資一任契約に係る業	（3502-7322）	
の一部改正政令案		務の認可		
千代田生命保険相互会	p 9	I I F 年次総会の開催	（内線3163）	p 21
社について		I A I S 年次総会の開	（内線3163）	p 23
エイチ・アイ・エス協	p 12	催		
立証券に対する検査結		不動信用組合に対する	（3502-7344）	p 24
果に基づく勧告		金融整理管財人による		
ウェストエルビー証券	p 13	業務及び財産管理を命		
会社東京支店に対する		ずる処分		
行政処分		幸福銀行の営業譲渡契	（3502-7690）	p 25
新潟中央銀行に対する	p 14	約の締結		
管理終了期限の延長				

## 編集後記

秋も深まり、家族で公園に行く機会が増えた。井の頭公園のサイクルポートに乗り、静かに湖面を進んでいくと、鴨の群れに出くわす。ペダルを踏む足を止めて、鴨の動きとほとんど一体化する。鴨は飛び立たないで、首を羽の中に埋めたりする。なかなか静かで豊かなひとときで

ある。また、別の日、木場公園で子供がフィールドアスレチックに励むのに付き合う。以前は1人で出来なかった遊具に取り組んでいるのを見ると我が子ながら頼もしい気がする。東京は公園に恵まれていると思う。この爽やかな季節、皆さんも散策などいかがでしょうか。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>